（その１）

収　支　報　告　書

平成　２５年分

（ふりがな）　むとうようじこうえんかいかさまつちょうしぶ

1 政治団体の名称　武藤容治後援会笠松町支部

2 主たる事務所の所在地　岐阜県羽島郡笠松町北及1627番地

3 代表者の氏名　松　波　英　寿

4 会計責任者の氏名　伊　藤　　功

事務担当者の氏名

丹　下　忠　彰

（電話）　058-276-1151

政治団体の区分	
□ 政党	□ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
□ 政党の支部	☑ その他の政治団体
□ 政治資金団体	□ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
□ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
□ 有
☑ 無
公職の種類
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
□ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名　武　藤　容　治
公職の種類　衆議院議員　岐阜県第三選挙区（現職）

資金管理団体の指定の期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

岐阜県選挙管理委員会・選挙管理委員会
受付
26.5.29

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　　入　　総　　額	498,595 円
（前年からの繰越額）	498,515
（本年の収入額）	80
支　　出　　総　　額	0
翌 年 へ の 繰 越 額	498,595

２　収入項目別金額の内訳

（１）個人の負担する党費又は会費	
金　　額	0 円
員　　数	0 人

（２）寄附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　　額	備　考
（ア）個人からの寄附	0 円	
（うち特定寄附）	（　　）	
（イ）法人その他の団体からの寄附	0	
（ウ）政治団体からの寄附	0	
小計　（ア）＋（イ）＋（ウ）		
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	（　0　）	
イ　政党匿名寄附	0	
合計（ア＋イ）	0	

（その６）

（６）その他の収入

摘　　要	金　　額										備　　考	
			十億			百万			千		円	
この頁の小計												
１件１０万円未満のもの											8	0
合　　計											8	0

（注）　１件あたりの金額（数回にわたってされたときはその合計金額）が１０万円以上のものについて、その基因となった事実ごとに、その金額を、年月日順に記載してください。

１件あたりの金額が１０万円未満のものにあっては、一括してそれらの合計金額を「１件１０万円未満のもの」欄に記載してください。

（その１７）

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	□	☑	
イ 建物	□	☑	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ 取得の価格が１００万円を超える動産	□	☑	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ 金銭信託	□	☑	
キ 有価証券	□	☑	
ク 出資による権利	□	☑	
ケ 貸付先ごとの残高が１００万円を超える貸付金	□	☑	
コ 支払われた金額が１００万円を超える敷金	□	☑	
サ 取得の価格が１００万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ 借入先ごとの残高が１００万円を超える借入金	□	☑	

（その２０）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

- 領収書等の写し
- 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成26年5月29日

政治団体の名称　武藤容治後援会宮松町支部

会計責任者の氏名　伊藤功

（備考）
「会計責任者の氏名」欄は、記名押印または署名とし、署名の場合は必ず会計責任者本人が自署してください。

政治資金監査報告書

平成26年5月29日

武藤容治後援会笠松町支部
代表　松波　英寿　殿

登録政治資金監査人 杉山美智晴 ㊞
登　録　番　号　第　2151　号
研修修了年月日　平成21年6月16日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、武藤容治後援会笠松町支部の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの法第12条第1項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、下記の理由により自由民主党岐阜県第三選挙区支部事務所において行った。

（理由）

同一の国会議員候補者に係る複数の関係政治団体の政治資金監査を実施するうえで、政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると判断した。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、普通預金通帳が保存されていた。

（2）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿、普通預金通帳において当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出が無かったことが確認できた。

（3）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する報告書は、会計帳簿、普通預金通帳に基づいて支出が無かったことが表示されていた。

3　業務制限

武藤容治後援会笠松町支部と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

以　上